

目次

第1章 通則

- 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて・・・1
- 1-2 消防用設備等の設置単位について・・・39
- 1-3 消防用設備等の設置単位について(図解)・・・43
- 1-4 令第8条の解説・・・51
- 1-5 令8区画及び共住区画の構造並びに
当該区画を貫通する配管等の取扱いについて・・・55
- 1-6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について・・・63
- 1-7 令第9条の解説・・・69
- 1-8 無窓階の解説・・・73
- 1-9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準について・・・77
- 1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する
電気錠の指導基準について・・・89
- 1-11 内装制限の解説・・・91
- 1-12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外・・・93
- 1-13 電気設備が設置されている部分等における
消火設備の取扱いについて・・・95
- 1-14 収容人員の算定に関する基準について・・・99
- 1-15 床面積及び階の取扱いに関する基準・・・121
- 1-16 防災防火対象物・防災物品の指導基準・・・135

第2章 特殊な建築物に対する指導

- 2-1 消防活動用空地等の設置指導基準について・・・141
- 2-2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の
設置に関するガイドラインの制定について・・・149
- 2-3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の
設置指導要領について・・・195

第3章 特例基準

- 3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について・・・199
- 3-2 スケルトン状態の防火対象物の取扱い・・・219

第4章 届出等

- 4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について・・・227

備考：1-2から1-6までは現在改定中のため、令和6年法改正前の内容のもの

<法令等の用語>

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、岡崎市火災予防条例（昭和 37 年 7 月 1 日条例第 20 号）をいう。
- 5 条例規則とは、岡崎市火災予防規則（昭和 38 年 2 月 1 日規則第 1 号）をいう。
- 6 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 7 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 8 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。
- 9 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。
- 10 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。
- 11 防火戸とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 12 特定防火設備である防火戸とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 13 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。
- 14 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。
- 15 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。
- 16 令別表対象物とは、令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げる防火対象物をいう。
- 17 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画をいう。
- 18 専用不燃区画とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室をいう。
- 19 専用不燃区画（自閉式等）とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた専用の室をいう。
- 20 共住区画とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画をいう。
- 21 常時閉鎖式防火戸とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸をいう。
- 22 煙感知器連動閉鎖式防火戸とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸をいう。
- 23 航空法とは、航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）をいう。
- 24 航空法規則とは、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）をいう。
- 25 堅穴区画とは、建基令第 112 条第 9 項に規定する区画をいう。